区民委員会議案説明資料

令和3年3月23日

件	名							頁
1	第46号議案	足立区営運動場条例の一部を改正する条例	 •	•	•		•	2

(地域のちから推進部)

第 4 6 号 議 案 説 明 資 料

令和3年3月23日

	7和3年3月23日
件 名	足立区営運動場条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部スポーツ振興課
内容	1 概要 平野運動場ゲートボール場の使用料については、1面1時間あたり 200円であり、回数券を200円券6枚つづり1,000円で販売 していた。このたび、1時間あたりの利用料金は根拠条例に規定があ るが、回数券の取り扱いの規定が存在しないことが判明した。 このため、回数券に関わる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。 2 改正内容 平野運動場ゲートボール場回数券に関わる規定を整備するため、本 条例の一部を改正する。 3 新旧対照表 別紙のとおり 4 施行年月日 公布の日から施行
今後の方針	区営運動場条例について必要な規定整備を行い、ゲートボール場利用回 数券の運用を継続し引き続き区民サービスの向上に努めていく。

足立区営運動場条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

	た 立	加場朱例の一部を以上	Eする条例 新旧対照 	R衣(<i>条)</i> 					
	改正前	改正後							
○足立区営運動場条例 昭和24年9月1日条例第6号			〇足立区営運動場条例 昭和24年9月1日条例第						
第1条~第18条	(省略)		第1条~第18条	(現行のとおり)					
別表第1(第5条	関係)		別表第1(第5条関係)						
種別	使用単位	金額	種別	使用単位		金額			
野球場	1面 2時間以内	1,400円	野球場	1面 2時間以内	1,400円				
庭球場	1面 1時間以内	600円	庭球場	1面 1時間以内	600円				
ゲートボール場	1面 1時間以內	200円				回数券			
備考 上記の時間に	は、準備及び後片付けの時間を含むも	のとする。	ゲートボール場	1面 1時間以内	200円	200円券6枚つづり 1,000円			
別表第2 (省略)			備考 上記の時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。 別表第2 (現行のとおり)						
<u>付 則(令和3年 月 日条例第 号)</u> この条例は、公布の日から施行する。									
			この条例は、公	布の日から施行する。					